

第2回 湖西市一般廃棄物処理業等合理化検討審議会 会議録(要約)	
開催日時	令和元年7月9日(火) 14:00~17:25
開催場所	湖西市役所 3階 委員会室
出席者	(委員) 5人 片桐委員、河合委員、菊地委員、増田委員、間淵委員 (湖西市) 10人 相澤環境部長 廃棄物対策課: 山本課長、木下課長代理、内山係長、井口、河合、三浦、松本 下水道課: 鈴木課長、片山課長代理、日恵野
内容	1 開会あいさつ 2 委員長あいさつ 3 事務局説明 (1) 質疑意見等の回答に関する補足 (2) ヒアリングの実施方法等の説明 4 事業関係者ヒアリング 5 ヒアリングの整理 6 次回の開催予定

発言者	発言内容
-----	------

1 開会あいさつ

2 委員長あいさつ

3 事務局説明

(1) 質疑意見等の回答に関する補足

委員長 それでは、本日の審議会は、事業関係者と個別でヒアリングを予定しておりますので、非公開で行います。

事務局 第1回目の審議会後に、委員の方と事業関係者各社から、計18件の質疑意見書をいただきました。質疑意見書に対する市の見解及び回答は、事前にお渡ししております。

なお、事業関係者に対しては、委員の方からの質問と市の回答をお渡しし、事業関係者からの質疑意見書に対する回答は自社のもののみをお渡ししております。

第1回審議会の補足として、下水道整備方針の見直しに伴う変更点について説明させていただきたいと思っております。

今回配付させていただいた資料の中に、し尿等収集運搬業者の組合から提出された意見書があり、全10項目のご意見をいただいております。

委員 合理化事業額は、平成29年度に1億7,000万円委託しているものを、今後5,000万円に減額するという考えでよいか。

事務局 金額は下がることにはなりますが、減額するというのではなくて、必要な業務の算定結果が5,000万円という捉え方をしております。

委員長 算定をし直して、適切な額が5,000万円だとすると、現状の1億7,000万円というのは不適切だったとも考えられると思うが、そのあたりはどうか。

事務局 下水道整備がスタートした平成13年度の段階では、平成22年度に全ての世帯が下水道転換されるという前提のもと、覚書に必要な業務として認められた合理化事業額が結果として1億7,000万円になっております。現在、平成31年度でも下水道整備は続いていますし、そういった状況の変化による見直しだと捉えております。

委員 事業関係者の方々へ、この見直し案による各社の合理化事業額を、きょうの段階、あるいはこの先の段階で提示されるということによろしいですか。

事務局 見直し案の額につきましては、質疑に対する回答として、事業関係者の該当分を既に提示してございます。

委員 わかりました。積算についても、確認をさせていただければ。

委員 質疑意見書を出したんですけれども、決算書等は特に提供がないようです。これだけの金額が減った場合に、今の会社の経営状況はどうなるのか、その辺までは特に考える必要はないということなんですかね。その辺りを勘案しないと、委託業務が減ったときに会社が倒産するとか、経営が成り立たなくなることを心配するのですが、どうでしょうか。

事務局 今回、委員のご質問を受けて、決算状況の確認を事業関係者へ求めましたが、決算状況の提示については、協力はできないというご意見をいただきました。

現状の合理化事業額と見直し案の額に開きはありますが、下水道整備の影響による減額分の業務を提供することになりますので、業務の安定化は図っていけると考えています。

委員 合理化事業として提供する業務を、わざわざ作りだしていたわけではなくて、本来は入札等でやるべき業務を合特法に基づく随意契約として三社へ振っていたというふうに捉えてよろしいですか。ですので、随意契約が減額となった場合でも、入札の分が残っていて、それは企業の努力でとっていけば売上は補えるという解釈でよろしいでしょうか。

事務局 そのとおりです。

委員長 それでは、まだもし質疑等があるという場合には、質疑書を事務局宛てに提出いただきたいと思います。

それでは、続きまして、(2)ヒアリングの実施方法等の説明ということで、事務局、お願いいたします。

## (2) ヒアリングの実施方法等の説明

事務局 (ヒアリングの実施方法について説明)

なお、1点、お諮りします。今回のヒアリングを受けて、事業関係者からさらに意見書を出したい意向があった場合には、審議会としてその提出を認めるかどうかという点について、ご確認をお願いします。

委員長 それでは、ヒアリング後に事業関係者の意見書提出をしてもらおうかどうかということについていかがいたしましょうか。提出を認めるということによろしいでしょうか。

委員 はい。  
委員長 では、提出を認めることとします。それでは、事業関係者ヒアリングに入っていきたいと思います。

#### 4 事業関係者ヒアリング

C社 14:30から30分間

下水道整備による影響について、し尿等収集運搬業者の組合の審議会参加について、激変緩和と自助努力の考え方について、現状の業務内容と今後の業務状況見通しについて など

A社 15:05から30分間

下水道整備による影響と代替業務量について、覚書締結の経緯について、合理化事業による業務提供の考え方について など

B社 15:50から30分間

下水道整備による影響と代替業務量について、現状の業務状況と自助努力について など

#### 5 ヒアリングの整理

委員長 今後どのような議論をして市への答申を行うかということで、いくつか確認したい点がございます。

まず最初に、今後の議論として、深掘りすべき事項は何かということにつきまして、ご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

委員 伊万里市の例によると、合特法というので随意契約することは、認められるという判決が出ていて、し尿処理が全て終わるまでは、そういう保護が必要だよと。ただし、それは実績に見合った量。ですので、下水道供用開始から今までのなくなった部分も見てほしいというのではなくて、やはりその時々量に見合った市の裁量でよいものだと思います。

ただ、そのそもそも論として当初結んだ覚書をどう尊重するか。合特法というものはちゃんとした趣旨のものであるというのは組合さんからいただいたとおりでありますが、これは、未来永劫ずっと補償するというものではなくて、時代の情勢に合わせて変わっていくものだと私は捉えております。その辺りの考え方について業者との隔たりを埋めていくことが一番大事なかなと思いますね。

委員長 その件につきまして、5年ごとに見直していくという案が出されているんですが、環境省から出されているという通達を見せていただいてもよろしいですか。

事務局 今回、お手元にお配りした組合からの資料の中に、合理化計画策定に関する通達などが含まれております。

委員長 深掘りすべき事項のほかに皆様から何か論点はありますか。

委員 資料中に、業務の一部を関連会社に委託しているとあります。これは構

わないんですか。当該の会社で業務ができないということであれば、本来は委託すべきでないと思うが。

事務局 代替業務提供の目的は収集業務の安定ですので、本来なら、その収集業務を行う事業所に代替業務を委託すべきだと思います。それぞれ産廃業務を行う関連会社へ委託しています。

委員 そうすると、考えによっては、要らないということになるんじゃないですかね。当該業者は自分のところでできないから関連会社へ業務を出しているということですね。その分というのは本来委託しなくてもいい業務になると思うのですけれども。

事務局 関連会社に対しては、再委託ではなく市から直接関連会社へ委託しており、代替業務として位置付けております。

委員 平成13年度の合意書の内容はどのようなものか。

事務局 6月7日に会議録と一緒に修正版の資料を送らせていただいております。(第1回審議会の、添付資料⑧と添付資料⑨について説明)

委員 代替業務の金額は市側の提示した額であるというお話が業者からありましたが、既得権の主張のように捉えられる部分もあります。実際のところ、数字のすり合わせというのは過去に存在したんですか。

委員 添付資料⑧の10の合意書の「甲（湖西市）の指定した業務は別表のとおりとし、甲の適正な原価計算に基づき、将来にわたり乙（業者）に委託する」と。この適用で行われてきたということですか。

事務局 はい。この覚書は現在も継続しておりますので、市が設定したものに対して契約をしております。

委員 業者側は、業務を市から不当に押しつけられているというような主張であった印象を受けましたが。

事務局 委託業務に関しては、市が設定する金額で実施していただいております。内容改善の要望を受けている業務もございますが、おおむね合意をいただいております。

基本的な市の考え方としては、提供すべき額を5年間ごとに検証していくという考え方です。最終的に下水道接続率が100%になるときまで必要な部分の検証は行っていく。ですから、業務は5年間でなくなるというわけではありません。ただし、年度によって業務提供量に変動が生じることがあります。

下水道がつながると、その後永久に清掃手数料収入がなくなるという考え方に対しては、業務がなくなる部分について、その将来にわたる補償をその5年間で行うという考えです。

委員 今まで影響を受けた分と今現在影響を受けている分についてはどのように考えますか。今回のこの審議会の中では、今までのことは考慮せず、今後5年間の影響に対する市の考え方が正しいかどうかに対して審議をすればいいということですか。

事務局 合特法の趣旨は、将来の下水道の整備によって生じる著しい影響に対して市が支援をすることによって、し尿等収集運搬業務の安定化を図ること

にあります。過去の下水道接続の実績に対して精算するという趣旨ではないということから、未来の影響を算定した上で支援をさせていただきたい。

委員長 その結果として、激変が生じた場合に議論に耐え得るかどうか心配です。事業関係者側との着地点を見つけるためには、現状から見直し後の変化を踏まえ、その激変分に対しての措置を取るような、柔軟な考えも必要であると思いますが、そのあたりはどうですか。

事務局 今回見直しにより、現状と今後にかなり大きな開きがあると認識しています。審議会として、激変に対する措置が必要だということであれば、提言書へ意見として盛り込んでいただければ。

委員長 具体的な算定根拠について今後議論をしていく上で、合理化事業見直し後の算定根拠、また、今まで提供されてきた代替業務と見直し後との比較ができるような材料をいただきたい。

それから、納得してもらおう上で、他市との比較も大事かなと思っております。前回、添付資料⑦として他市の資料をいただいておりますが、他市の合理化事業をさらに詳しく知ることができれば、説得的な材料が得られると思いますので、調査できるようでしたら、ぜひお願いしたいと思っております。

事務局 研究させていただきます。

委員長 それでは、深掘りにつきましては、この程度でよろしいでしょうか。

## 6 次回の開催予定

委員長 審議会は現状4回の構成となっておりますが、もう一回開催したほうがどうかという点について、事務局からご説明はありますか。

事務局 確認すべき内容が多岐にわたりますことから、市の考える合理化事業の仕組みをもう一度改めて確認させていただきたく、1回ほどの追加を提案させていただきたいと思っております。

委員 時期はいつ開催しますか。

事務局 予定では第3回目が9月6日、第4回目が10月10日です。次回については、8月のお盆前あたりで調整が可能であれば希望したいです。

委員 公開か非公開かはどうでしょうか。

委員長 原則公開ですので、基本的にはオープンに議論していきたいと考えます。合特法についての我々の理解をもう少し深めたいということと、算定の根拠について今一度説明を受けた上で、妥当かどうかを評価したいと思っております。

委員 算定根拠や見直し後の代替業務合計額など、公開でやったほうがよいと思います。

委員長 今、委員からこのようなご提案がありましたけれども、それでよろしいでしょうかね。

事務局 よろしく申し上げます。

委員長 それでは、非常に長時間にわたりました、きょうはどうもありがとうございました。

以上をもちまして、本日の協議を終了させていただきます。

事務局

長時間にわたり、貴重なご意見賜りまして、どうもありがとうございました。

以上をもちまして、第2回湖西市一般廃棄物処理業等合理化検討審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。

〔午後5時25分 閉会〕